

投稿原稿：研究ノート

日米安保体制下で最重要視される沖縄基地 —野村吉三郎とアーレイ・バークの認識を手掛かりに—

村 岡 敬 明

明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員

Okinawa Base under Japan-U.S. Security Arrangements: Recognition of Kichisaburo Nomura and Arleigh Burke

Takaaki MURAOKA

Visiting Scholar, Organization for the Strategic Coordination of Research and
Intellectual Properties, Meiji University

Abstract

70% of U.S. military bases in Japan are concentrated in Okinawa, which has only 0.6% of Japan's land area. Recently, the reduction of U.S. military bases in Okinawa is being actively negotiated between Japan and the United States. However, it deviates from the demands of Okinawans who want to return to peaceful Okinawa without nuclear weapons and bases. To support this, the Okinawa base has been rapidly expanded and strengthened since the Korean War, and has become a fortified island to the extent that it is called "Gibraltar in the Pacific Ocean." The Okinawa base has been positioned as a strategic point in the Far East strategy and continues to this day. Based on the analysis of U.S.-Japan relations and the situation in the Far East by former Admirals Kichisaburo Nomura and Arleigh Burke, the study shows the reason for taking up the Okinawa base under the Japan-U.S. security arrangements. Former Admiral Nomura acknowledged that the conclusion of the Japan-U.S. Security Treaty would maintain a military balance with the communist countries. On the other hand, former Admiral Burke said, "Not only do military policies that are not based on regional politics work effectively, but ultimately they can lead to significant human or financial losses and serious political bounces."

キーワード：ジョン・フォスター・ダレス、共産主義、「太平洋のジブラルタル」

1. はじめに

戦後日本の基本姿勢は、日米安保体制を基軸とした外交・安全保障政策である。こうした基本姿勢によって、日本は「軽武装・経済重視」の戦後復興を遂げることができた。しかし、戦後沖縄は27年間（1945年～1972年）にわたって米軍統治下に置かれ、日本本土から分離されたのである。沖縄では軍事基地の整備が朝鮮戦争以後に行われ、「太平洋のジブラルタル」と称されるほどに要塞島化した。こうして、沖縄が極東戦略上の要として位置づけられるようになり、ア

リューシャン列島からフィリピンにつながる極東の反共の防波堤の役割を担うようになった。

戦後史研究者の有馬哲夫は、元海軍提督の野村吉三郎が当初海軍の再建に否定的だったが、1950年の朝鮮戦争の勃発を機に海軍の再建に傾いたと指摘している。野村の認識が変化した要因は、「米国政府が日本に再軍備をさせ、米国とともに戦うべきとの考えに傾斜した」[有馬哲夫 (2016), p. 50] ことにある。それゆえ、野村は「最低限の海上兵力を日本が保持することを許容せざるを得ない」[同上]との結論に達した。こうして、日米安保体制の礎が築かれたわけであるが、有馬の先行研究では、沖縄が戦略上の最前線基地と位

* muraoka@shikon.meiji.ac.jp

置付けられた背景には言及されていない。そこで本研究は、日米の元海軍提督のアーレイ・バーク（Arleigh Albert Burke）と野村吉三郎の認識を手掛かりとして、日米安保体制下で沖縄基地が最重要視されるようになった理由を明らかにすることを目的とする。

2. 沖縄に米軍基地が建設されるまでの過程

2.1 米軍基地建設の法的根拠

1951年9月8日、第二次世界大戦における連合国と日本との間で戦争状態を終結させるための対日平和条約が締結された。連合国（54か国）から講和会議に不参加のインド・ビルマ・ユーゴスラビア（3か国）と講和会議に参加したけれども調印しなかったソ連・ポーランド・チェコスロバキア（3か国）を減じた48か国が対日平和条約を批准したこと、沖縄とその周辺を除いた日本の主権が回復した。すなわち、対日平和条約の締結によって、戦時国際法の一つである「ハーグ陸戦条約」¹が失効したのである。その結果、対日平和条約第3条により、沖縄とその周辺は日本から分断され、米軍統治下に置かれたままとなつた。これから論じる沖縄の米軍基地整備のための強制土地収用に関する布令と布告を、公布年月日順にまとめて表1に示す。

1952年11月1日に琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands: USCAR）の民政副長官（在沖米軍司令官兼務）がUSCAR布令第91号「契約権」を公布し、賃貸借契約による既収用地の継続使用を図った。しかし、収用地の契約期間が20年と長期間のうえ軍用地料があまりにも低額であったために地主が契約に応ぜず、米軍の使用権原の取得は失敗に終わった。なお、同布令は、琉球政府行政主席と土地所有者との間で契約を締結し、その土地を琉球政府行政主席が、改めて米軍に

転貸する仕組みになっていた。

つぎに、米軍が失敗に終わったUSCAR布令第91号の契約による使用権原を改正して、改めてUSCAR布令第109号「土地収用令」を1953年4月3日に公布了。なお、同布令は、土地を軍用地として使用するための強制収用手手続きを定めた契約方法について規定したものである。たとえば、土地の契約が失敗に終わったとしても、地主に収用の告知さえすれば、地主は30日以内に受諾するか拒否するかを、再度決定しなければならない。地主が拒否した場合でも、米軍は収用宣告書を出すことにより、使用権原を一方的に取得できる仕組みになっている。

USCAR布令第109号は、本来既収用地の使用権原を取得するために制定されたものである。しかし、当時は米軍基地の建設・強化による再整備が進められていたために、同布令は、もっぱら軍用地の再整備のための新規収用のみに適用された。その理由は、ソ連と中国という二大共産主義国の脅威から、極東と東南アジアの自由主義諸国を防衛するための極東戦略上の要として、何としても沖縄基地を十分に拡張・整備し、強固な要塞島を建設する必要に迫られていたからである。

USCAR布令第109号の最初の適用地として、1953年4月に真和志村安謝部落、天久部落、および銘苅部落で、強制的に土地収用が実行された。USCARは真和志村の農民から有無を言わざず土地収用できたことで、1953年12月5日に小禄村具志部落でも強制土地収用を実行した。一方、伊江村真謝部落では、爆撃演習場を設置するために1953年7月15日と1955年3月11日の2回に分けて強制土地収用が行われた。沖縄住民は米軍の基地建設に対して激しく抵抗し、その抵抗の余波は沖縄全体に波及した。

2.2 米軍基地建設の過程で発生した問題

沖縄米軍基地の拡張・強化と恒久化を目指した基地

表1 軍用地の強制土地収用のための布令と布告（筆者作成）

公布年月日	布令と布告	内容
1952年11月1日	布令第91号「契約権」	賃貸借契約による既収用地の継続使用
1953年4月3日	布令第109号「土地収用令」	土地を軍用地として使用するための強制収用手手続き
1953年12月5日	布告第26号「軍用地域内の不動産の使用に対する補償」	補償額に不満の場合は、75%を受け取り確認及び賃貸料供託金の提出期日から39日以内に民政副長官に訴願する。
1957年2月23日	布令第164号「米合衆国土地収用令」	地主の所有権は残されるが、その土地の地価に等しい額を一括して支払い、土地の使用権は永久に米軍側に保持される。布令第164号の公布で、布令第109号「土地収用令」は廃止
1959年2月12日	布令第20号「賃借権の取得について」	軍用地の取得、地代の評価、その支払い方法

建設は、1950年の朝鮮戦争から米軍がベトナム戦争に介入する1965年ぐらいまでが最盛期であった。その後、沖縄の米軍基地が、極東と東南アジアの国々の防衛任務が果たせるように拡張・強化されて、極東で最強・最大の戦略爆撃空軍基地と兵站基地、および軍港などを備えた要塞島に変貌していった。ベトナム戦争は、米国の支援する南ベトナムの首都サイゴン（現：ホーチミン）が陥落したこと、1975年4月30日に終焉を迎えた。

米軍占領の当初、米国務省と軍部の間で沖縄の統治をめぐって激しい対立があり、基地建設の規模やその維持管理に関する方針すら固まつていなかった〔松本英樹（2004）、pp. 37-38〕。軍部は、沖縄を排他的戦略支配の下に置くことが米国の国家安全保障にとって不可欠であると主張した。そして軍部は、1946年1月に連合国軍最高司令官の名で「若干の外郭地域を政治上、行政上日本から分離することに関する覚書」を出して、沖縄を日本本土の占領政策から除外した〔同上〕。こうした軍部の意向とは逆に、米国務省は、沖縄を非武装化して日本に返還する方針を持っていた〔同上〕。しかし、冷戦の深化とともに米国務省の方針も転換し、1949年5月に沖縄の長期的保有方針がトルーマン大統領に承認されると、沖縄で恒久的な軍事基地建設が開始されることになった。この段階で沖縄は、米国の極東軍事戦略の中に組み込まれたのである。1952年4月、沖縄などを除く日本は「対日平和条約」の発効により主権を回復するが、沖縄の施政権は米国が有し、以前と変わりなく米軍統治下に置かれた。日本は自国の領土として、沖縄の最終処分権、すなわち、潜在主権のみを有することとなった。施政権国である米国と潜在主権国である日本との関係を分かり易く、以下の2項目にまとめる。

- (1) 施政権国である米国の施政が終了した場合には、潜在主権国である日本の施政権が回復される。
- (2) 施政権国である米国の条約に定められている以外の処分は、潜在主権国である日本の同意なしにはできない。

対日平和条約第3条により、米軍はハーグ陸戦条約失効後も、引き続き沖縄基地が使用できるようになつた。そして、1953年4月3日には、土地の強制収用手続を定めたUSCAR布令第109号「土地収用令」をUSCARが公布し、強制土地収用により新たな基地の建設・整備がなされていったのである。

3. 朝鮮戦争と東アジアの防衛

3.1 米国政府が最重要視する沖縄基地

嘉手納基地は、日本陸軍が1944年9月に建設した「中飛行場」を、戦後、米軍が基地を整備し機能を充実させたものである。1950年6月に勃発した朝鮮戦争では、嘉手納基地が戦略空軍基地として再整備され、北朝鮮軍や中国義勇軍への攻撃のために連日爆撃機が飛び立つていった。ジョン・フォスター・ダレス（John Foster Dulles）は、1953年に共和党のアイゼンハワー政権が成立するとともに国務長官に就任した。1954年1月7日の米国議会に向けた一般教書演説でアイゼンハワー（Dwight David Eisenhower）大統領は、「アジアにおいて共産主義の脅威があるために、米国は無期限に沖縄にとどまらなければならないだろう」〔明石陽至（1960）、p. 45〕と述べた。それを受け、ダレス国務長官は、アリューシャン列島からフィリピンにつながる東アジアの反共最前線を突破されると米国本土への脅威となるので、全面戦争の危険を冒しても核抑止を局地戦争にも適用する「大量報復戦略（Massive Retaliation Strategy）」を表明した〔松岡完（1985）、pp. 168-169〕。

1958年5月1日の国家安全保障会議でダレス国務長官は、「我々には、共産勢力による韓国への侵攻の再発を防止する十分な抑止力がある。その抑止力は、在沖米軍の核戦力で構成される」〔Department of States（1996）、p. 88〕と述べ、嘉手納基地に核兵器が配備されていることを認めた上で、戦略空軍基地の重要性を語った。

1965年以後のベトナム戦争では、強制土地収用によって大々的に基地の拡張工事が行われ、1967年5月に主滑走路の拡充と補助滑走路の完成を見た。1972年5月15日、沖縄の施政権が日本に返還された後も潜在主権により、嘉手納基地や普天間基地を含む陸・空軍の3施設・区域を統合して米軍が駐留を続けて現在に至る。

3.2 朝鮮戦争後の共産主義化を危惧する日米の元海軍提督

アーレイ・バークは、朝鮮戦争における極東艦隊参謀長として日本に赴任してきた。バーク提督は、野村吉三郎のもとを訪ねた。野村は、帝国海軍時代は良識派の提督として知られ、開戦時は米国大使も務めた人物である。バーク提督は、一週間に一度は野村のもとを訪れ、数多くの示唆を受けた。例えば、朝鮮戦争の推移と、中国の参戦の可能性に関する野村の回答はピ

タリと一致した [Arleigh Burke (1963年6月11日), 「パーク元提督から野村元提督への書簡」] と言われている。9ヵ月後にパーク提督が離日した後も野村との友情は終生友情が絶えることがなかった。

パーク提督は、1961年8月に海軍作戦部長で退役し、1962年にジョージタウン大学に設置された戦略国際問題研究所 (CSIS: Center for Strategic and International Studies) でチアマンとして、北大西洋条約機構 (NATO: North Atlantic Treaty Organization) やラテンアメリカを研究対象として過ごした [同上資料]。1987年にCSISがジョージタウン大学から独立し、防衛・国家安全保障、外交政策・国際関係論、および革新的政策提言などの分野で世界一流の民間シンクタンクとしてその名が知られている。

パーク提督は、元帝国海軍士官らによる日本海軍再軍備化計画、すなわち、海上自衛隊創設の手助けをしたことでも知られている。パークの日米同盟に対する認識は、「日本の兵力増強速度を上回る速度で米軍が撤退すれば、潜在的敵国より自国の防衛ができない。そういう意味で、日本の指導者は、自国の安全に関する認識を改めるべきである」 [安全保障問題研究会 (1971), p. 7]。また、米国は、日本以外に韓国と台湾の安全にも対応する責務 [同上資料, p. 8] があるので、「米軍が常駐しない将来の日米安保体制が、対等な同盟関係の実現への契機になる」 [同上資料, p. 19] とパークは考える。その時期がくれば、海上輸送の重要航路であるマラッカ海峡における第7艦隊の海上警備行動への海上自衛隊の協力、および日米共同訓練の必要性などを指摘する [同上資料, p. 22]。

そうした中で、沖縄が1952年の対日講和条約後も日本から分離されたのは、二大共産主義国のソ連（現：ロシア）と中国に対する軍事戦略上の判断だけではなかった。野村吉三郎は、「米国にとって沖縄は、対共（共産主義国）、対日（日本）の二重の意味から重要な地点であり、日本に社会党や共産党的政権ができる際は、沖縄が対日監視基地として復活するだろう」 [剣持一巳編 (1997), pp. 47-48] と対日平和条約の締結時に述べていた。野村のこの発言からは、日本国憲法下で初めて組閣された日本社会党の片山哲内閣（1947年5月～1948年3月）を意識していたことが伺えるのである。

さらに野村は、「アジア大陸と西太平洋において、二大共産主義国のソ連・中国の南下に対して、自由主義諸国の日本・沖縄・台湾などは前衛線で共産主義諸

国と対峙している。両者の軍事バランスと恐怖のバランスにより平和が維持されているうちは良いが、ひとたび戦争になると、双方は多大な被害を受け、人類の終焉ともなりかねない」 [野村吉三郎 (作成年不明), 「野村メモ（戦後の沖縄問題）】と指摘している。続けて野村は、「米軍が使用する基地も、いずれ我が国が必要とするものであり、戦力の充実の件で将来日本が使用することになるのは当然である」 [野村吉三郎 (作成年不明), 「沖縄の施政権返還について」] とも述べた。1965年4月28日に、日本の国会は施政権の返還を決議したが、岸信介首相の訪米によって、施政権の返還を期待できないことが明らかになった [同上資料]。

4. 野村吉三郎の沖縄基地に対する所見

4.1 戦後の沖縄問題

自民党の野村吉三郎沖縄問題対策委員長は、沖縄基地の重要性と日米安保体制の在り方について、戦後の沖縄問題に時折触れながらメモをまとめた。

沖縄の地位は、「米国が沖縄を握り兵備を固めている為、極東方面の平和を保ち、戦争を防止することに役立っている」 [野村吉三郎 (作成年不明), 「沖縄の施政権返還について」] と述べた。朝鮮戦争やインドシナ戦争の時、日本が戦禍の影響を受けなかったのは、「在日米軍の実力によるところが大きい。日本の安全のためには国情が許す程度で自衛力を高めると共に、日米安全保障条約により集団安全保障を持たねばならぬ」 [同上資料] とし、集団的自衛権の行使を可能にすべきとの認識を示した。野村は「国際信義のみに依存し得るほど世界の道徳は進んでいない。また日本の国力のみでは当方で近隣諸国と力の均衡を保ち戦争の危険を抑制するほどの力がない」 [同上資料] ことを理由に挙げた。沖縄問題は「日米間の問題であるが、戦略要地として近隣諸国にも関係するので、解決策を導き出すことが難しい」 [同上資料] とも語っている。

4.2 沖縄視察

1959年10月4日、自民党の野村吉三郎沖縄問題対策委員長は、台湾での公務を終えて帰京する途中に沖縄入りした。野村以外にも、福富繁元海軍中将・田中新一元陸軍中将・浜元順一和歌山県議が同行した。野村は那覇空港到着後に記者団の取材に答え、豊見城の海軍慰靈塔を訪問することが沖縄視察の目的であることを明らかにした [『沖縄タイムス（朝刊）』 (1959年

10月5日)】。そのうえで、野村は「駐米大使として戦争を阻止できなかったこと、軍人として沖縄を戦災にさらしたことに対する責任を感じている」[『琉球新報(朝刊)』(1959年10月5日)]と語った。同日夜、野村らは沖縄海友会・琉球政府・立法院主催の歓迎会に出席した。歓迎会の挨拶で野村は、「戦前から沖縄は軍事的に重大な地点であった。さればこそ帝国海軍も沖縄近海を重要視していたのであるが不幸にして太平洋の平和が破れて沖縄をその渦中に巻き込んでしまったのは、残念であり、また申し訳ないと思っている」[『琉球新報(夕刊)』(1959年10月6日)]と述べ、米軍統治下での沖縄住民の不遇な状況に気遣いを見せた。その一方で、沖縄が米軍統治下に置かれたことについて、野村は「日本と沖縄が自由主義陣営の一員として米国とともに平和を守ることによって、アジアの幸福のために当然協力しなければならない」[同上記事]と述べ、極東地域において共産主義の脅威を防止することが平和の安定につながるとの認識を示した。その根拠として、野村は米国の第7艦隊と中国軍の戦力が相互にバランスしていることを挙げ、「日本の今日は米国と相携えて平和を守ることにある」[同上記事]と述べた。

同年10月5日、野村は帰京前に那覇空港で、「ヨーロッパの状況を見ても共産主義陣営、自由主義陣営ともブロック(勢力圏)を固めている。日本だけ中立を固めて安定を守ることは不可能だ」[『沖縄タイムス(朝刊)』(1959年10月7日)]と述べた。また沖縄への経済援助について、野村は「施政権のある米国とよく話し合って協力する」[同上記事]とも述べた。そうして、野村らは沖縄での一連の日程を終えて帰京した。

4.3 沖縄視察の所感

野村吉三郎沖縄問題対策委員長は、帰京後、自らの手記や新聞のインタビューで「沖縄視察の所感」を遺している。この所感のポイントは以下にまとめることができる。

まず米国が沖縄の施政権を保持することは、沖縄の戦略的見地から適当と評価した。その理由について、野村は「もし国連の委任統治になれば、国連の常任理事国が絶大な権力をを持つことになり、多数の国、ソ連、将来は恐らく中共も加わり、その結果として米国のみが言うところの潜在主権を日本が持っているという主張がどこかへ飛んで行ってしまい日本復帰は言われなくなるであろうと思う」[野村吉三郎(作成年不明)「沖縄訪問時所感」]と述べた。

つぎに、沖縄が安定している理由については、日米安全保障条約を締結したことで、共産主義圏と力の均衡が果たされていることを挙げた。野村が共産主義との力の均衡を重視するのは、「もし、米国の力がこの(極東)方面より引上げる場合には今日の吾々は大陸からの大なる力の前には如何ともし難い」[野村吉三郎(1959年11月5日)「野村参議院議員の視察所感、沖縄の犠牲を忘れるな、中立派日本にマイナス」]からである。その根拠として、野村は日本の経済構造に着目し、自由主義圏との間で行われている加工貿易は共産主義圏に取って代わることが困難であることを挙げた[野村(作成年不明)、前掲資料]。野村は戦前に米国を中心として「ABCD包囲陣」が敷かれたことを念頭に、「自由主義圏による経済封鎖は日本に壊滅的な打撃を与えるなど当時の日本政府の政策判断に多くの誤算があった」[野村(作成年不明)、前掲資料]と述べた。そして野村は、国の足元を固めてから共産主義圏との共存も考えるべきとの認識も示した。

最後に野村は、「沖縄の人達が祖国愛に燃え、甚大な犠牲を忍んで大戦に長期奮闘したことを永久に忘れない。このことを肝に銘じ、その忠勇に感激しつつ、太平洋の平和、沖縄の平穏と繁栄を築くために、常に努力しなければならない」[野村(1959年11月5日)、前掲資料]と結んだ。

太平洋戦争時は、沖縄とその近海が戦争の勝敗を左右する地であった。それゆえに沖縄が、極東の平和と安定を維持するための戦略的要衝であると、野村は認識していたのである。

5. アーレイ・バークの沖縄基地に対する所見

日本の安全保障関係の専門家14名から成る「安全保障問題研究会」が、在日米軍基地の整理縮小に関する討議を行った。そしてその討議の結果は、1970年12月28日に「米軍基地問題の展望」として公表した。海軍退役後、ジョージタウン大学戦略国際問題研究センターに勤務していたアーレイ・バークチエアマンが、安全保障問題研究会の「米軍基地問題の展望」に対するコメントを寄せた。バークのコメントには沖縄基地に対する分析が含まれていた。

まず沖縄基地の現状について、狭い沖縄にあまりにも多くの軍事基地が存在していることは、「沖縄県民の政治・経済・社会生活に深刻なひずみを生んでいる」[安全保障問題研究会(1971), p. 20]と指摘した。バークの懸念は、沖縄県民の政治・経済・社会生

活への過重な負担が、政治的摩擦や基地機能の維持に深刻な影響を及ぼすのではないかと考えたことである。深刻な影響の具体例として、パークは1970年12月20日のコザ暴動²を挙げた。パークは「コザ暴動は痛切な教訓を与えた。その教訓とは、沖縄県民が置かれている現実を無視すれば、日米同盟そのものが、沖縄における政治紛争を起点として、深刻な動揺と混乱を回避できないかもしれないということを教えるものであった」[同上]と述べた。そのうえで、基地依存度の高い沖縄経済について、パークは軍事基地の整理縮小を進めることが重要性を指摘した。パークが沖縄基地の現状に懸念を感じたのは、沖縄県民の反米感情が高まると、軍事基地の維持が困難になり、沖縄からの米軍撤退を検討せざるを得なくなる可能性が出てくることにあったのである。しかし、日本本土と並行しての沖縄基地の縮小は、「朝鮮半島の軍事均衡にも跳ね返りを持ち、ベトナム戦争の終結時期にも無関係ではない」[同上資料, p. 21]とも指摘した。

さらに、パークは「日米同盟の堅持が極東情勢の安定化に不可欠であるならば、軍事的諸条件を適用させ、政治外交を含む新しい総合的な戦略を創造するしかない」[同上]との認識を示した。こうした認識の背景には、「地域の政治的現実に立脚しない軍事政策は、有効に機能しないばかりでなく、究極的には多大な人的あるいは財政的損失と重大な政治的バウンドを招くことは、第二次世界大戦後の極東地域の歴史が証明する」[同上]ことを見えてきたからである。

6. 結語

本研究では、日米の海軍提督であった野村吉三郎とアーレイ・パークによる日米関係と極東情勢の分析を手掛かりに、日米安保体制下で沖縄基地が最重要視された要因を明らかにした。以下に本研究で明らかになった要点を整理しておきたい。

- (1) 1954年1月7日の一般教書演説でアイゼンハワー大統領は、「アジアに共産主義の脅威がある限り、米国は無期限に沖縄にとどまらなければならぬだろう」と述べた。それを受けて、ダレス国務長官は、アリューシャン列島からフィリピンにつながる東アジアの反共最前線を突破されると米国本土に脅威が及ぶるので、全面戦争の危険を冒しても、核抑止を局地戦争にも適用する「大量報復戦略」を表明した。さらに、「我々には、共産勢力による韓国への侵攻の再発を防止する十分

な抑止力がある。その抑止力は、在沖米軍の核戦力で構成される」と述べ、嘉手納基地に核兵器が配備されていることを認めた。こうした東アジアの防衛ラインについては、パーク提督と野村らも同様の指摘をしていた。

- (2) 野村は、日米安全保障条約を締結したこと、共産主義圏との軍事的バランスが保たれるとの認識を示した。さらに野村は、「大陸から共産主義の大いなる軍事力の前に、米国の軍事力が極東方面で引上げられるのは軍事的バランスを保つために如何ともし難いことである」との認識も示した。その理由として、日本が自由主義圏との間で行っている加工貿易を共産主義圏が取って代わることは困難であることを挙げた。
- (3) 野村はさらに集団的自衛権の行使を可能にすべきとの認識を示した。野村は、「国際信義のみに依存し得るほど世界の道徳は進んでいない。また、日本の国力のみで近隣諸国と力のバランスを保ち、戦争を抑制できるほどの力はない」とを理由に挙げた。
- (4) パークは、沖縄県民の政治・経済・社会生活への過重な負担が、政治的摩擦や基地機能の維持に深刻な影響を及ぼすのではないかと懸念した。その具体例として、パークはコザ暴動を挙げ、「沖縄県における動揺と混乱を無視すれば、それが政治問題化して、日米同盟そのものに亀裂を及ぼしかねない」との認識を示した。こうした認識の背景には、「地域の政治的現実に立脚しない軍事政策は、有用に機能しないばかりでなく、究極的には多大な人的あるいは財政的損失と重大な政治的バウンドを招く」ことになるからである。

注

¹ ハーグ陸戦条約とは、1899年にオランダ・ハーグで開かれた第1回万国平和会議において採択された条約である。同条約は、第2回万国平和会議（1907年）で改定され今日に至る。交戦者の定義、宣戦布告、戦闘員・非戦闘員の定義、捕虜・傷病者の扱い、使用してはならない戦術、および降服・休戦などについて規定されている。すなわち、攻撃手段の制限と占領、および交戦者の資格と捕虜の取扱いを規定している。ここで、戦闘員と非戦闘員とは区別され、非戦闘員である民間人を攻撃してはならないというのが交戦法規のうちでもっとも重要な原則である。しかしながら、米軍占領下の基地建設は、ハーグ陸戦条約第46条「私有財産の没収禁止」に違反するとの指摘がある（『衆議院会議録議事情報』

- (1985年12月17日)「沖縄県における『米軍用地収用特措法』に基づく強制使用の二十年間の延長に関する質問主意書（瀬長亀次郎衆議院議員）」。
http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a103024.htm (2019年11月1日アクセス) ほか多数。
- ² コザ暴動とは、1970年12月20日にコザ市（現：沖縄市）で発生した米軍関係車両および施設に対する抗議焼き討ち事件のことである。米軍兵士による事件事故が刑事事件として裁かれることに、沖縄住民の不満が爆発し暴動に発展した。

謝辞

本稿はJSPS科研費JP20K20686の助成を受けたものである。

引用文献

- 明石陽至（1960）「アメリカの対アジア政策—その展望と動向ー」『国際政治（日本国際政治学会）』、第13号、pp. 30-46
- 有馬哲夫（2016）「日本を動かしたスパイ野村吉三郎」『SAPIO』、2016年6月号、小学館、pp. 50-51
- 安全保障問題研究会（1971）「パーク大将の基地問題に対する所見（安全保障問題研究会の『米軍基地問題の展望』に対するコメント）」『海空技調（海空技術調査会）』、第538号、pp. 1-25（靖国神社靖國偕行文庫所蔵）
- 剣持一巳編（1997）『安保「再定義」と沖縄』、緑風出版。
- 野村吉三郎（作成年不明）「野村メモ（戦後の沖縄問題）」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）
- 野村吉三郎（作成年不明）「沖縄訪問時所感」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）
- 野村吉三郎（作成年不明）「沖縄の施政権返還について」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）
- 野村吉三郎（1959年11月5日）「野村参議院議員の視察所

感、沖縄の犠牲を忘れるな、中立派日本にマイナス」
 （国立国会図書館憲政資料室所蔵）

松岡完（1985）「ベトナムをめぐるダレス外交—第一次インドシナ戦争と米仏同盟の亀裂ー」『アメリカ研究（アメリカ学会）』、第1985卷第19号、pp. 159-179

松本英樹（2004）「沖縄における米軍基地問題—その歴史的経緯と現状ー」『レファレンス（国立公文書館調査及び立法考査局）』、第54卷第7号、pp. 36-60

『沖縄タイムス（朝刊）』（1959年10月5日）「野村氏ら昨夜来島」

『沖縄タイムス（朝刊）』（1959年10月7日）「経済の発展に協力、野村氏ら一行帰京」

『琉球新報（朝刊）』（1959年10月5日）「“沖縄に責任を感じる”，野村吉三郎氏きのう来島」

『琉球新報（夕刊）』（1959年10月6日）「“日米琉の親善女和を”，野村さん沖縄を激励」

Arleigh Burke（1963年6月11日）「パーク元提督から野村元提督への書簡」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）

Department of States（1996）“Foreign Relations of the United States, 1958-1960,” vol. 3, “National Security Policy; Arms Control and Disarmament” (Washington, United States Government Printing Office)

プロフィール

略歴：2017年4月～ 明治大学研究・知財戦略機構研究推進員。2019年4月～ 沖縄国際大学沖縄法政研究所特別研究員。2020年3月 九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程単位修得退学。2021年3月 成城大学大学院社会イノベーション研究科で博士（社会イノベーション学）を取得。2023年4月 大和大学情報学部准教授に着任予定。専門分野は日本政治外交史・公共政策学・政治過程論・国際政治学。現在の研究テーマは「日米の沖縄政策が沖縄住民の政治意識に及ぼす影響に関する研究」と「崩壊国家の主権秩序の回復に関する研究」。

